

平成 2 8 年 6 月 6 日

第 2 回 大垣市議会定例会議案

目

次

議第 5 2 号	平成 2 8 年度大垣市一般会計補正予算（第 1 号）
議第 5 3 号	平成 2 8 年度大垣市病院事業会計補正予算（第 1 号）
議第 5 4 号	大垣市市民サービスセンター設置条例の一部改正について
議第 5 5 号	大垣市議会議員及び大垣市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
議第 5 6 号	大垣市子育て総合支援センター条例の一部改正について
議第 5 7 号	大垣市道路占用料徴収条例の一部改正について
議第 5 8 号	大垣市非常勤消防団員等損害補償条例の一部改正について
議第 5 9 号	財産の取得について
議第 6 0 号	損害賠償の額の決定について
議第 6 1 号	市道路線の認定について
議第 6 2 号	市道路線の廃止について
報第 5 号	専決処分の報告について
報第 6 号	専決処分の報告について
報第 7 号	専決処分の報告について
報第 8 号	繰越計算書の報告について
報第 9 号	繰越計算書の報告について

議第52号

平成28年度大垣市一般会計補正予算（第1号）

平成28年度大垣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,400千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,864,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年6月6日 提出

大垣市長 小川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		歳入			(単位：千円)	
款	項	補正前の額	補正額	計		
14. 国庫支出金		7,006,285	28,700	7,034,985		
2. 国庫補助金		1,952,990	28,700	1,981,690		
15. 県支出金		3,523,505	1,200	3,524,705		
2. 県補助金		1,148,537	1,200	1,149,737		
19. 繰越金		1,000,000	△6,600	993,400		
1. 繰越金		1,000,000	△6,600	993,400		
21. 市債		5,390,700	△28,700	5,362,000		
1. 市債		5,390,700	△28,700	5,362,000		
歳入	合計	58,870,000	△5,400	58,864,600		

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		6,614,080	42,600	6,656,680
	4. 戸籍住民基本台帳費	222,050	38,600	260,650
	8. 交通安全対策費	804,990	4,000	808,990
6. 農林水産業費		927,300	1,200	928,500
	1. 農業費	297,550	1,200	298,750
10. 教育費		6,266,940	△49,200	6,217,740
	2. 小学校教育費	1,061,870	△49,200	1,012,670
歳出	合計	58,870,000	△5,400	58,864,600

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度		額	
	補正	前	補正	後
学校教育施設整備事業		203,600		174,900
計	5,390,700		5,362,000	

平成28年度大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	376,786	38,600	415,386	2. 戸籍住民基本台帳費	38,600	累 計 個人番号カード等交付事業費 38,600×10/10 53,490
5. 教育費国庫補助金	129,568	△9,900	119,668	2. 小 学 校 費	△9,900	累 計 学校施設整備費 大規模改造 △29,700×1/3 34,589
計	1,952,990	28,700	1,981,690			

(款) 15. 県支出金

(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 農林水産業費県補助金	172,151	1,200	173,351	3. 林 業 費	1,200	累 計 清流の国ぎふ森林・環境基金事業費 地域連携鳥獣捕獲事業費 1,200×10/10 4,620
計	1,148,537	1,200	1,149,737			

(款) 19. 繰越金
(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	1,000,000	△6,600	993,400	1. 繰越金	△6,600	
計	1,000,000	△6,600	993,400			

(単位：千円)

(款) 21. 市債
(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7. 教育債	291,000	△28,700	262,300	1. 教育債	△28,700	学校教育施設整備事業債
計	5,390,700	△28,700	5,362,000			

(単位：千円)

2 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 4. 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債				
1. 戸籍住民基本台帳費	222,050	38,600	260,650	38,600	-	-	19. 負担金補助及び交付金	38,600	累計 個人番号カード等関連事務費交付金 53,587
計	222,050	38,600	260,650	38,600	-	-			

(款) 2. 総務費

(項) 8. 交通安全対策費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債				
1. 交通安全対策費	612,290	4,000	616,290	-	-	4,000	19. 負担金補助及び交付金	4,000	累計 養老線地域公共交通再生協議会負担金 271,774
計	804,990	4,000	808,990	-	-	4,000			

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債				
2. 農業費	231,420	1,200	232,620	1,200	-	-	13. 委託料	1,200	累計 地域連携鳥獣捕獲委託料 26,068
計	297,550	1,200	298,750	1,200	-	-			

(款) 10. 教育費
(項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				財源		一般財源	区分	金額			
				国県支出金	特定財債					その他	
3. 学校営繕費	453,000	△49,200	403,800	△9,900	△28,700	-	△10,600	15. 工事請負費	△49,200		
計	1,061,870	△49,200	1,012,670	△9,900	△28,700	-	△10,600			累計	373,600

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中起債見込額		当該年度末現在高見込額	
	補正前	補正後	補正前	補正後
1. 普通債	3,538,200	3,509,500	33,673,313	33,644,613
(3) 学校教育	216,300	187,600	3,011,065	2,982,365
合 計	5,390,700	5,362,000	63,089,148	63,060,448

議第53号

平成28年度大垣市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度大垣市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入	
	（既決予定額）	（補正予定額）
第1款 病院事業収益	33,108,000千円	8,000千円
第2項 病院医業外収益	548,000千円	8,000千円
		556,000千円
支 出		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）
第1款 病院事業費用	33,098,000千円	8,000千円
第2項 病院医業外費用	306,100千円	8,000千円
		314,100千円

平成28年6月6日 提出

大垣市長 小 川 敏

平成28年度大垣市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業収益			33,108,000	8,000	33,116,000	
	2. 病院医業外収益		548,000	8,000	556,000	
		7. その他医業外収益		229,000	8,000	237,000

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業費用			33,098,000	8,000	33,106,000	
	2. 病院医業外費用		306,100	8,000	314,100	
		4. 雑損失		15,000	8,000	23,000

平成28年度大垣市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書
 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純益	10,000
(2) 減価償却費	1,773,700
(3) 固定資産除却費	24,900
(4) 長期前払消費税の増減額(△は増加)	△ 52,349
(5) 貸倒引当金の増減額(△は減少)	10,000
(6) 引当金(負債性引当金)の増減額(△は減少)	△ 318,700
(7) 奨学金貸付免除額	70,800
(8) 長期前受金戻入額	△ 62,400
(9) 受取利息及び受取配当金	△ 41,900
(10) 支払利息	120,000
(11) 未収金の増減額(△は増加)	726,373
(12) 未払金の増減額(△は減少)	△ 181,866
(13) たな卸資産の増減額(△は増加)	110
小計	
(14) 利息及び配当金の受取額	2,078,668
(15) 利息の支払額	41,900
業務活動によるキャッシュ・フロー	
	△ 120,000
	2,000,568

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 710, 651
(2) 有価証券の取得による支出	△ 1, 005, 000
(3) 奨学金等の貸付による支出	△ 615, 200
(4) 奨学金等の返還による収入	60, 000
(5) 国庫補助金等による収入	900
(6) 国庫補助金等の返還による支出	△ 300
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 2, 270, 251</u>

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良費等の財源に充てたための企業債の償還による支出	△ 298, 000
(2) リース債務の返済による支出	△ 18, 000
(3) 他会計からの出資による収入	216, 100
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 99, 900</u>

資金増加額（又は減少額）

資金期首残高

△ 369, 583

資金期末残高

22, 765, 942

22, 396, 359

平成28年度大垣市病院事業予定貸借対照表

(平成29年3月31日)

(単位：千円)

資産の部

1. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		1,111,870	
ロ 建物		33,289,023	
	減価償却累計額	<u>△ 17,310,788</u>	15,978,235
ハ 構築物		139,993	
	減価償却累計額	<u>△ 100,207</u>	39,786
ニ 器械備品		12,814,002	
	減価償却累計額	<u>△ 9,759,564</u>	3,054,438
ホ 車両		32,151	
	減価償却累計額	<u>△ 23,395</u>	8,756
ヘ リリース資産		80,640	
	減価償却累計額	<u>△ 38,380</u>	42,260

有形固定資産合計

20,235,345

(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権		<u>444</u>	無形固定資産合計
			444
(3) 投資その他の資産			
イ 投資有価証券	1,005,000		
ロ 長期貸付金	1,264,450		
ハ 長期前払消費税	<u>52,349</u>		
		<u>2,321,799</u>	投資その他の資産合計
			22,557,588
			固定資産合計
2. 流動資産			
(1) 現金預金		22,396,359	
(2) 未収金	5,418,100		
貸倒引当金	<u>△ 113,695</u>	5,304,405	
(3) 貯蔵品		<u>351,570</u>	
			流動資産合計
			<u>28,052,334</u>
			<u>50,609,922</u>

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債 イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>5,311,216</u>	5,311,216
(2) リース債務			27,619
(3) 引当金 イ 退職給付引当金		<u>4,059,325</u>	<u>4,059,325</u>
			9,398,160
	企業債合計		
	引当金合計		
	固定負債合計		
4. 流動負債			
(1) 企業債 イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>296,989</u>	296,989
(2) リース債務			17,625
(3) 未払金			1,862,000
(4) 引当金 イ 賞与引当金		<u>725,000</u>	<u>725,000</u>
	企業債合計		
	引当金合計		

資 本 部

6. 資 本 金		21,539,117
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 補 助 金	<u>149,108</u>	
(2) 利 益 剰 余 金		149,108
イ 当年度未処分利益剰余金		
繰越利益剰余金年度末残高	16,033,064	
当 年 度 純 利 益	<u>10,000</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>16,043,064</u>
利 益 剰 余 金 合 計		<u>16,192,172</u>
資 本 合 計		<u>37,731,289</u>
負 債 資 本 合 計		<u>50,609,922</u>

平成28年度大垣市病院事業会計補正予算実施計画明細書

収益的収入

(款) 1. 病院事業収益

(項) 2. 病院医業外収益

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7. その他医業外収益	229,000	8,000	237,000	その他医業外収益	8,000	累計 236,500
計	548,000	8,000	556,000			

収益的支出

(款) 1. 病院事業費用

(項) 2. 病院医業外費用

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 雑損失	15,000	8,000	23,000	その他雑損失	8,000	累計 22,990
計	306,100	8,000	314,100			

議第54号

大垣市市民サービスセンター設置条例の一部改正について

大垣市市民サービスセンター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

平成28年6月6日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市市民サービスセンター設置条例の一部を改正する条例

大垣市市民サービスセンター設置条例（平成18年条例第1号）の一部を次
のように改正する。

第2条の表大垣市赤坂サービスセンターの項中「大垣市昼飯町108番地」
を「大垣市昼飯町113番地2」に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

議第 5 5 号

大垣市議会議員及び大垣市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について大垣市議会議員及び大垣市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 6 月 6 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市議会議員及び大垣市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

大垣市議会議員及び大垣市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 6 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号ア中「1 万 5, 3 0 0 円」を「1 万 5, 8 0 0 円」に改め、同号イ中「7, 3 5 0 円」を「7, 5 6 0 円」に改める。

第 5 条中「5 1 0 円 4 8 銭」を「5 2 5 円 6 銭」に、「3 0 万 1, 8 7 5 円」を「3 1 万 5 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大垣市議会議員及び大垣市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議第 56 号

大垣市子育て総合支援センター条例の一部改正について

大垣市子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例

大垣市子育て総合支援センター条例（平成 22 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（名称及び位置）

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
キッズピアおおがき子育て支援センター	大垣市宮町 1 丁目 1 番地
南部子育て支援センター	大垣市外花 6 丁目 4 5 番地

第 10 条を第 12 条とする。

第 9 条中「使用者」を「センターの利用者」に改め、同条を第 11 条とする。

第 8 条中「第 5 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条を第 10 条とする。

第 7 条を削る。

第 6 条第 1 項中「別表」を「別表第 2」に改め、同条を第 9 条とする。

第 5 条第 1 項中「第 3 条の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改め、同条を第 8 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（使用権の譲渡等の禁止）

第 7 条 第 5 条の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

第 4 条中「次の各号」を「第 4 条各号」に、「許可しないことができる」を「許可しない」に改め、同条各号を削り、同条を第 6 条とする。

第 3 条第 1 項中「センター」の次に「（別表第 1 に掲げる室を除く。以下この条、次条から第 8 条まで及び第 10 条において同じ。）」を加え、同条を第 5 条とする。

第 2 条の次に次の 2 条を加える。

（利用者）

第 3 条 センターを利用できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子及び当該子を同伴する保護者
- (2) 子育て支援に係る事業を実施している個人又は団体で市長が適当と認めるもの
- (3) その他市長が適当と認めるもの
(利用の制限)

第4条 市長は、センターを利用し、又は利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 営利を目的とする行為を行うおそれがあると認めるとき。
- (2) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他市長がセンターを利用させることが適当でないと認めるとき。

別表中「(第6条関係)」を「(第9条関係)」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1(第5条関係)

キッズピアおおがき子育て支援センター	交流サロン
	多目的室
南部子育て支援センター	交流サロン

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。
(大垣市子育て交流プラザ設置条例の廃止)
- 2 大垣市子育て交流プラザ設置条例(平成17年条例第5号)は、廃止する。

議第 57 号

大垣市道路占用料徴収条例の一部改正について

大垣市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

大垣市道路占用料徴収条例（昭和 28 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「第 2 条第 1 項第 10 号」を「第 2 条第 1 項第 17 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 58 号

大垣市非常勤消防団員等損害補償条例の一部改正について

大垣市非常勤消防団員等損害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市非常勤消防団員等損害補償条例の一部を改正する条例

大垣市非常勤消防団員等損害補償条例（昭和 32 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条第 2 項の表 1 の部 1 の項中「0.86」を「0.88」に改め、同表 2 の部 1 の項中「0.91（第 1 級又は第 2 級）」を「0.92（第 1 級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第 5 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大垣市非常勤消防団員等損害補償条例（以下「新条例」という。）附則第 4 条第 2 項及び第 5 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた大垣市非常勤消防団員等損害補償条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金（以下「傷病補償年金」という。）及び同条第 2 号に規定する休業補償（以下「休業補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の大垣市非常勤消防団員等損害補償条例の規定に基づく傷病補償年金又は休業補償（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づく傷病補償年金又は休業補償の内払とみなす。

議第 59 号

財産の取得について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 3 条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日 提出

大垣市長 小 川 敏

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財産の種類及び数量 | 日新幼保園厨房機器一式 |
| 2 | 取得価格 | 2,046万6,000円 |
| 3 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得の相手方 | 大垣市今宿3丁目25番地2
株式会社三協厨機
代表取締役 栗田 忠芳 |

議第60号

損害賠償の額の決定について

大垣市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第21号）第8条の規定に基づき、次のとおり大垣市民病院における医療事故に係る損害賠償の額を決定するものとする。

平成28年6月6日 提出

大垣市長 小川 敏

- | | | |
|---|----------|---------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 710万円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●●●●● |

議第 6 1 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次の調書のとおり認定するものとする。

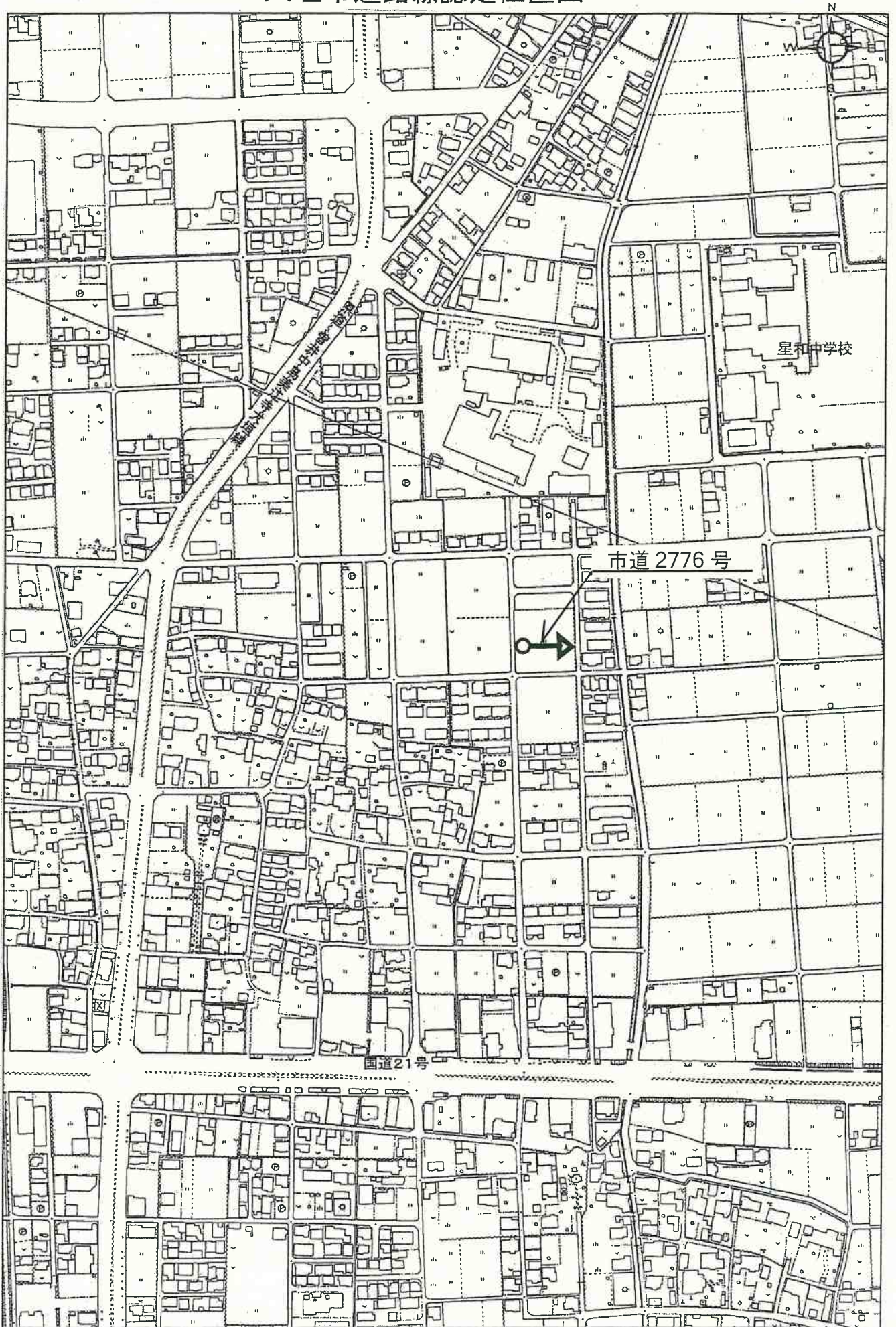
平成 2 8 年 6 月 6 日 提出

大垣市長 小 川 敏

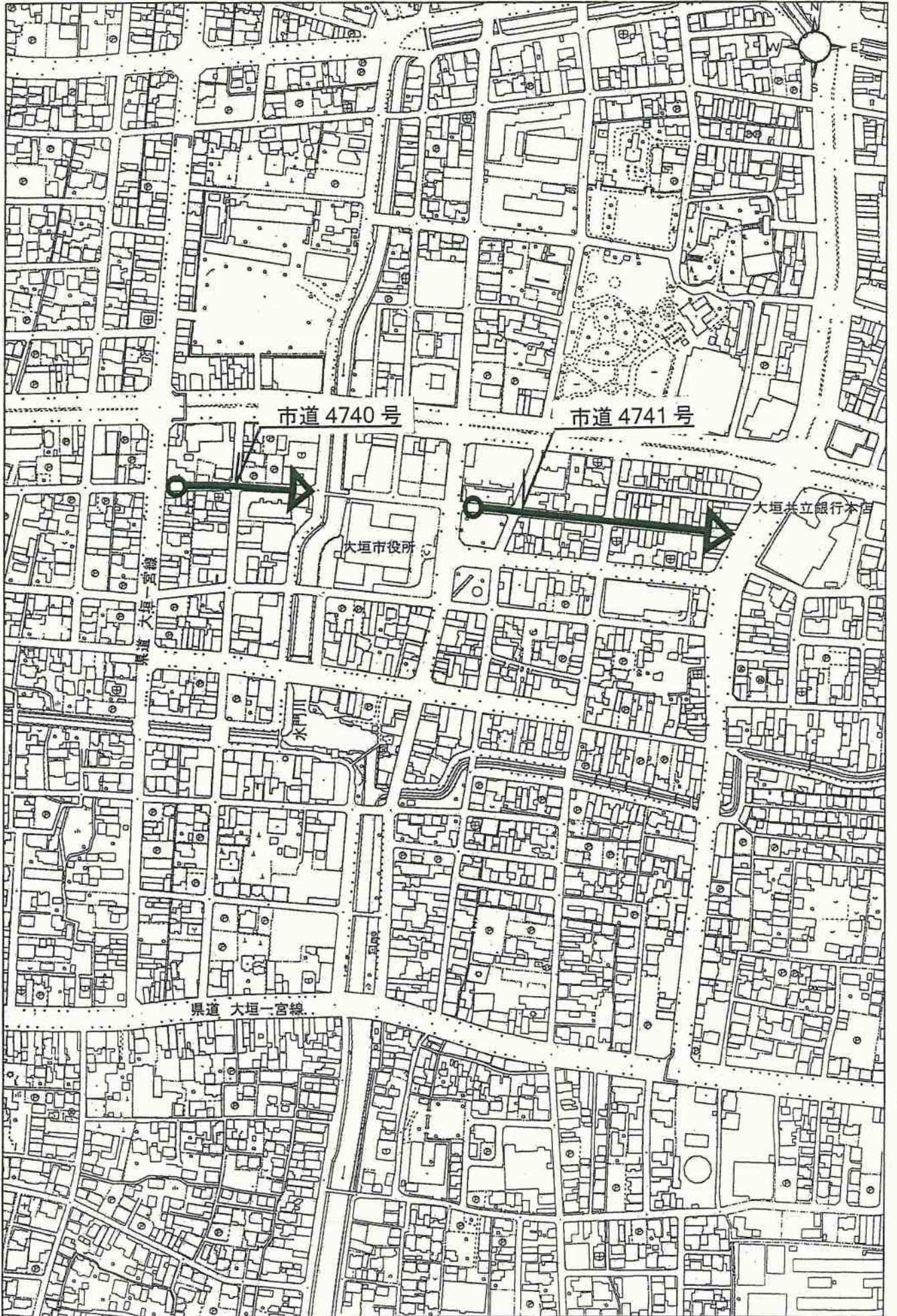
市道路線認定調書

路線 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地	備 考
		終 点		
2776	楽田 29 号線	大垣市楽田町 3 丁目 32 番 1	地先から	
		大垣市楽田町 3 丁目 33 番 6	地先まで	
4740	西長西外側 1 号線	大垣市西長町 26 番	地先から	
		大垣市西外側町 2 丁目 4 番	地先まで	
4741	丸の内郭 2 号線	大垣市丸の内 2 丁目 26 番	地先から	
		大垣市郭町 3 丁目 207 番	地先まで	
5628	長沢 24 号線	大垣市長沢町 4 丁目 26 番 1	地先から	
		大垣市長沢町 4 丁目 26 番 12	地先まで	

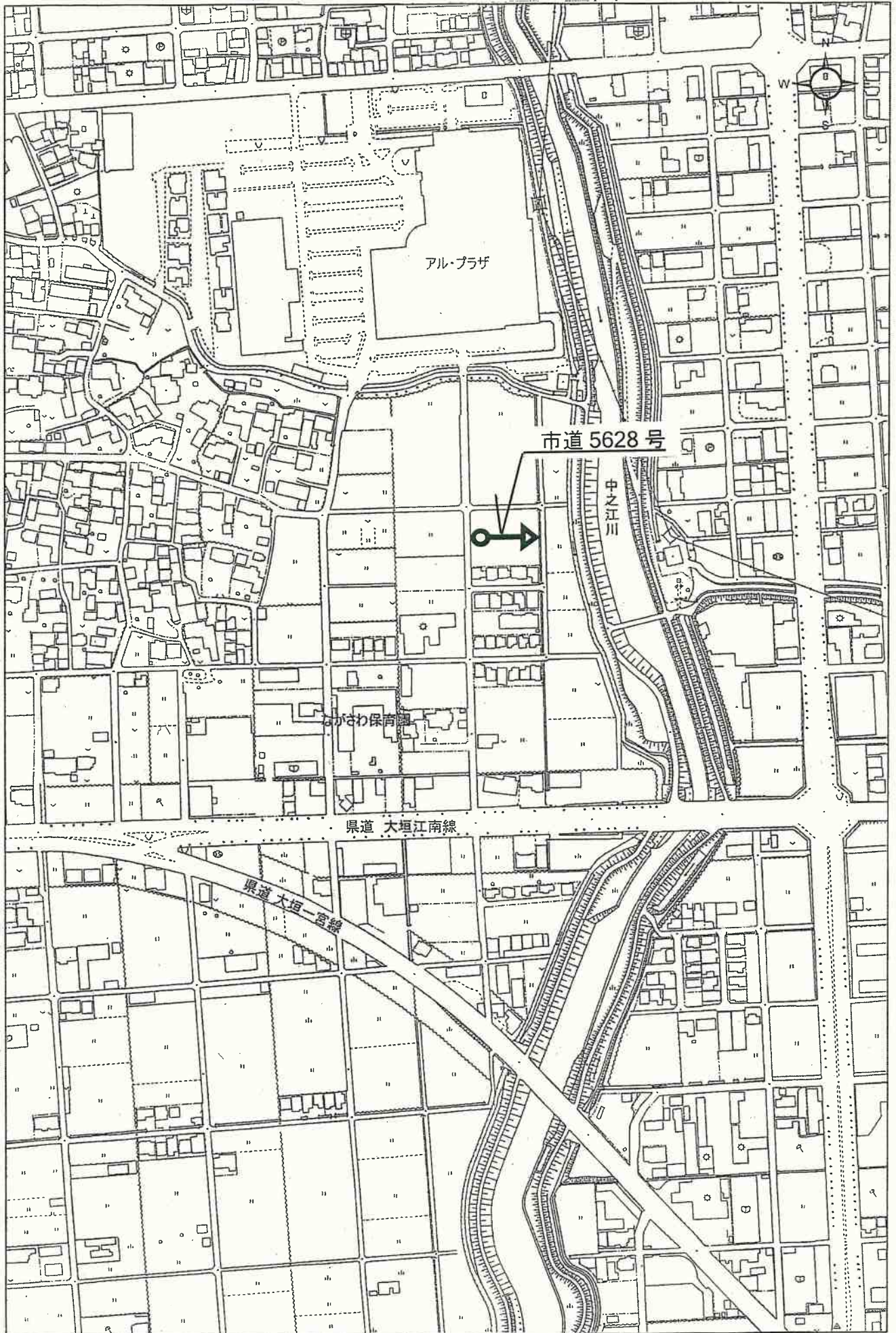
大垣市道路線認定位置図



大垣市道路線認定位置図



大垣市道路線認定位置図



議第 6 2 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、市道路線を次の調書のとおり廃止するものとする。

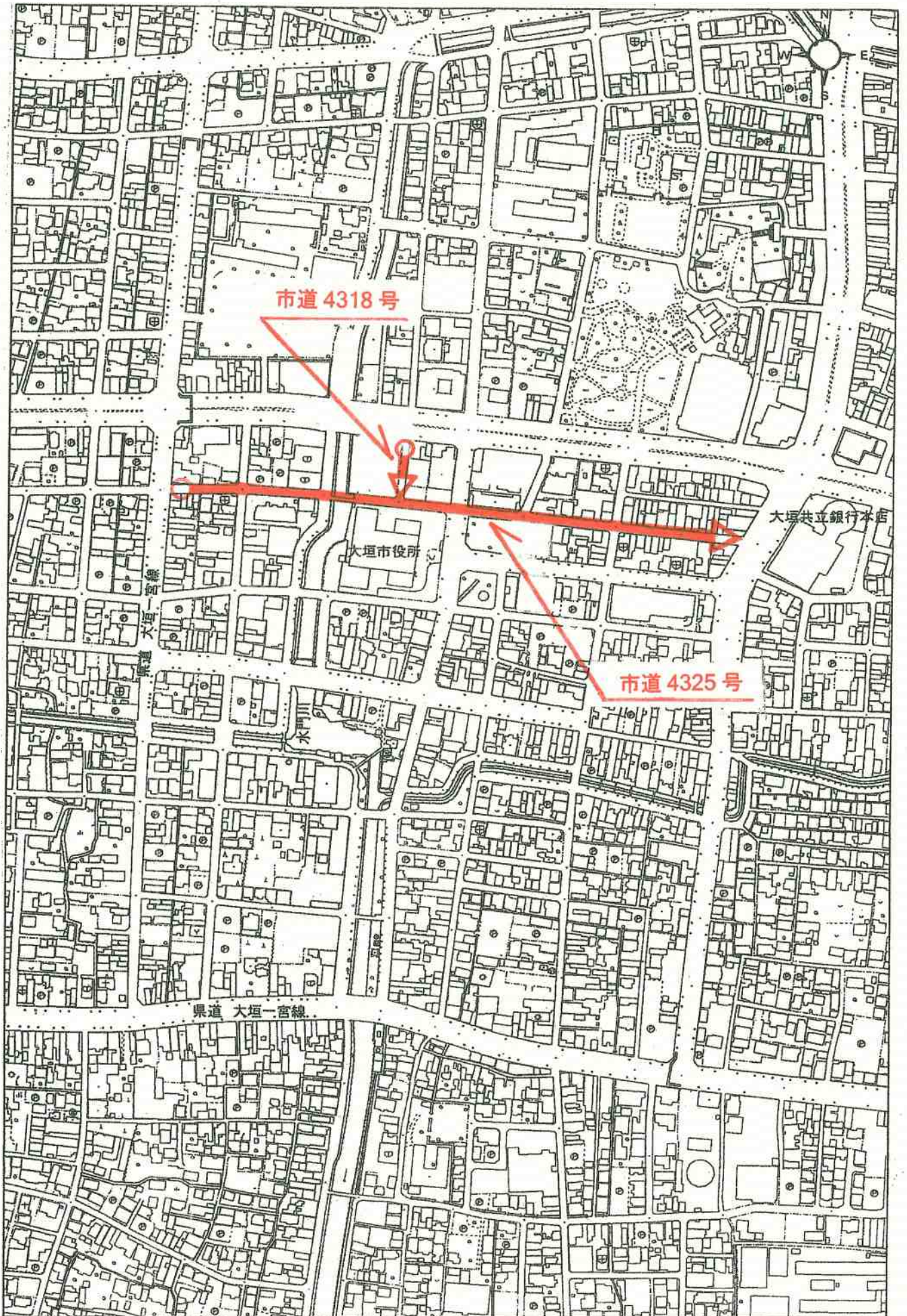
平成 2 8 年 6 月 6 日 提出

大垣市長 小 川 敏

市道路線廃止調書

路線 番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地	備 考
		終 点			
4318	丸の内 3 号線	大垣市丸の内 2 丁目 33 番	地先から		
		大垣市丸の内 2 丁目 81 番	地先まで		
4325	西長郭 1 号線	大垣市西長町 26 番	地先から		
		大垣市郭町 3 丁目 207 番	地先まで		

大垣市道路線廃止位置図



報第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

平成28年6月6日 提出

大垣市長 小川 敏

専第2号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成28年3月28日 専決

大垣市長 小川 敏

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 6,480円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 安八郡輪之内町大藪2213番地
株式会社 境葬祭 |
| 3 | 事故の概要 | 平成28年2月25日午後3時30分頃、大垣市鶴見町581番地（大垣市鶴見斎場）において、斎場職員が作業中、相手方が所有する葬具に損害を与えた。 |

報第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日 提出

大垣市長 小 川 敏

専第 3 号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 29 日 専決

大垣市長 小 川 敏

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 5 万 3, 1 7 0 円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●●●●● |
| 3 事故の概要 | 平成 28 年 1 月 11 日午前 7 時頃、大垣市禾森町 5 丁目 164 番地 1 地先において、市道上のマンホール蓋と路面との間の段差により、同地先を通過した相手方自動車に損害を与えた。 |

報第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

平成28年6月6日 提出

大垣市長 小川 敏

専第6号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成28年4月22日 専決

大垣市長 小川 敏

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 10万1,520円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●●●●● |
| 3 | 事故の概要 | 平成28年3月12日午後4時15分頃、大垣市東町2丁目149番地2において、市が設置した交通安全灯が腐食により倒れ、相手方が所有する自動車に損害を与えた。 |

報 第 8 号

繰越計算書の報告について

平成27年度大垣市一般会計予算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき次のとおり報告する。

平成28年6月6日 提出

大垣市長 小川 敏

平成27年度大垣市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入 特定財源		一般財源
						国県支出金	地方債	
2.総務費	1.総務管理費	大垣まつりPR映像制作事業	10,000	10,000	-	10,000	-	-
		ネットワーク・安全対策システム事業	36,400	36,400	-	17,200	17,200	2,000
		西美濃創生広域連携推進事業	2,500	2,500	-	2,500	-	-
	4.戸籍本台帳 民住台帳 関係事務費 交付金		46,400	0	-	-	-	-

款	項	事業名	金額	翌年 繰越額	左の財源内訳			一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源		
						国県支出金	地方債	
3. 民生費	1. 社会福祉費	年金生活者等支援臨時 福祉給付金支給事業	470,800	470,650	-	470,650	-	-
	3. 児童福祉費	民間保育所増改築 事業補助金	362,700	351,433	-	129,435	177,500	44,498
5. 労働費	1. 労働諸費	就労支援事業	500	500	-	500	-	-
7. 商工費	1. 商工費	戦略的観光PR事業	5,000	5,000	-	5,000	-	-
		クールおおがき推進事業	60,000	60,000	-	60,000	-	-
10. 教育費	2. 小学校費	小学校トイレ改修事業	50,000	50,000	-	9,000	38,000	3,000
合 計			1,044,300	986,483	-	704,285	232,700	49,498

報 第 9 号

繰 越 計 算 書 の 報 告 に つ い て

平成 27 年度大垣市公共下水道事業会計予算について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定に基づき次のとおり報告する。

平成 28 年 6 月 6 日 提出

大垣市長 小 川 敏

平成 27 年度大垣市公共下水道事業会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額	翌 年 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源
						国 庫 支 出 金	地 方 債	
1. 公共下水道費	公 共 下 水 道 費 1. 建 設	雨水処理施設整備事業	250,000	250,000	-	125,000	112,500	12,500